



社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウト
障がい者虐待防止および身体拘束等適正化に関する倫理綱領

社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウトは、日本国憲法、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法および虐待防止法に基づいて倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

私たちは利用者の尊厳と誇りを最大限に尊重し、公平と公正の上に立つ施設運営および利用者支援の充実・発展に努め、社会の一員として支え合い、誰もが生きがいを持ち生活できる社会の実現を目指します。

私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

《生命の尊厳》

私たちは、利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

《個人の尊厳》

私たちは、利用者一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

《人権の擁護》

私たちは、利用者一人ひとりに対し、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

《社会への参加》

私たちは、利用者が、年齢、障がいの状態等にかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活を送れるよう支援します。

《専門的な支援》

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生を送れるよう支援し続けます。

2022（令和4）年4月1日